

幼保連携型認定こども園 まことかわさきこども園

重要事項説明書

1. 施設運営主体

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 設置法人名 | 社会福祉法人 まこと鳴滝福祉会 |
| (2) 所在地 | 〒904-2203 うるま市字川崎117番地 |
| (3) 電話番号 | 098-972-5239 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 富森 義登 |

2. 利用施設

名称	まことかわさきこども園（幼保連携型認定こども園）
所在地	〒904-2203 うるま市字川崎117番地
電話番号	098-972-5239
施設長氏名	園長 上里 文江
開設年月日	令和2年4月1日
利用定員	1号認定児（教育標準時間認定） 24人 2号認定児（保育認定） 51人 3号認定子ども（保育認定） 0歳：6人 1・2歳：24人
本園の 目的・方針	<p>【教育の理念】</p> <ul style="list-style-type: none">・いろいろな人と共感できる心を持ち、協調性のある子・創造力豊かで主体的に行動ができる子 <p>【保育・教育目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・心身ともに健康で明るい子・思いやりのある優しい子・豊かな情緒と創造性を持った子ども・よく考え、最後までやりとげる子 <p>【保育・教育方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・心身ともにすこやかな育成を図り、社会人として基礎を作る・様々な経験や体験ができる環境を整え、創造力を育てる <p>【私たちはこのような保育を心がけます】</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども達が保育者に対して安心して心を開けるような信頼出来る関係を第一に心がけています。・四季の移り変わりを感じたり、身体を動かして健康な子どもになれるような保育を行います。・子どもと触れ合う中で、自分の気持ちを表現すると同時にひとつの言葉にも耳を傾け、思いやる心が持てるようにします。・お年寄りや小中高生との関わりから温かさや知恵、お互いの存在を感じれるよう地域との交流を深めます。・言葉だけの知識ではなく実体験を通して感じ取り“なぜだろう”と自分で考えることを大切にします。・リズム、おはなし、造形等がつくり出すイメージの世界で遊び、表現する楽しさを味わっていけるようにします。・わらべうた、エイサー、民話等、自分たちの伝統文化を知り、保育を通じて大切にしていけるよう心がけます。

3. 当園における施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1520.44 m ²
	園庭	580.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ床面積	888.31 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふく室	1	ひよこ組
保育室	5	りす・うさぎ・ぱんだ・きりん・ぞう組
遊戯室	1	
調理室	1	

4. 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		園の経理管理、人事管理、事務管理、官署、その他渉外連絡
副園長	1	1		園長補佐、法人研修案内管理
主幹保育教諭	2	2		保育業務の管理、園舎の管理、職員勤務割り等管理
保育教諭	20	16	4	指導計画の作成、実施、教育に関する事務管理等
保育補助・支援員	2	0	2	
看護師	0			園児の健康管理、病気やケガの応急処置など
調理員（委託）	4	2	2	献立表の作成、調理実施
事務員	0			
用務員	1			
嘱託医	3			園児の歯科検診、健康診断、園児職員の健康に関する管理、学校衛生の維持及び改善

※職員配置は在園児数により変動の可能性があります。

5. 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【1号認定児（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前8時00分～午後14時00分
預かり保育 （一時預かり）	月曜日～金曜日 14時01分～19時（別途追加料金あり） 夏休み・冬休み・春休み
休園日	<夏休み> 7/19～8/31（変更あり）
	<冬休み> 12/26～1/6（変更あり）
	<春休み> 3/21～4/7（変更あり）
	<その他> 土曜日、日曜日 慰霊の日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 その他園長が認めた日

【2号認定児・3号認定児（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合下記の時間帯において、実施します。（別途追加料金あり） 【保育標準時間認定を受けた方】 18時31分～19時30分 【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～7時59分及び16時01分～18時30分
休園日	年始（12月29日～1月3日）及び日曜日 慰霊の日 国民の祝日に関する法律に規定する休日

6. 提供する保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 年間行事予定

月	行事内容
4月	★入園式、★クラス懇談会、こいのぼり掲揚式
5月	尿検査
6月	★保育参観、学校合同避難訓練（不審者）、歯科検診、内科健診
7月	プール開き、七夕集会、おまつりごっこ
8月	
9月	おまつりごっこ、★祖父母おまねき会
10月	★運動会、尿検査
11月	学校合同避難訓練（地震・津波）、歯科検診、内科健診
12月	修了記念撮影、★発表会、クリスマス会、終業式
1月	ムービー作り、学校合同避難訓練（火災予定）、★個人面談、
2月	節分、★新一年生入学説明会（5歳児）
3月	ひなまつり会、★卒園式、修了式、
(月例行事) 身体計測 避難訓練 誕生会 全体清掃（第三火曜日） 空手教室、体操教室、リトミック	
★は保護者参加となっています。	
※行事は変更することもありますので、毎月の園だよりをご覧ください	

(2) デイリープログラム

	1号認定 (3~5歳)	2号認定(標準) (3~5歳)	2号認定(短時間) (3~5歳)	3号認定(標準) (0~2歳)	3号認定(短時間) (0~2歳)
7:30		登園		登園	
8:00	登園	自由あそび	登園	自由あそび	登園
8:15	自由あそび		自由あそび		自由あそび
8:30	自由遊び			午前おやつ	午前おやつ
9:00	朝の会	朝の会	朝の会	年齢別設定保育	年齢別設定保育
9:30	朝の活動	朝の活動	朝の活動	戸外遊び	戸外遊び
10:00	主体性遊び	主体性遊び	主体性遊び		
11:00				食事	食事
11:30	給食準備・給食	給食準備・給食	給食準備・給食		
12:30				午睡	午睡
12:45	片付け・掃除	片付け・掃除	片付け・掃除		
13:00	帰りの会	帰りの会	帰りの会		
	自由遊び	午睡	午睡		
14:00	降園				
15:00		おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
15:30		当番活動・掃除 自主活動	当番活動・掃除 自主活動	自由あそび	自由あそび
16:00		順次降園	降園	帰りの会 順次降園	帰りの会 降園
18:30 ~ 19:30		延長保育 (おやつ・自由遊 び)		延長保育 (おやつ・自由遊 び)	

※時期や課題活動によって、多少時間がずれることもあります。

(3) 食事の提供

給食	<ul style="list-style-type: none">・一富士フードサービス株式会社が献立を作成しています。・こども園の給食は、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。・衛生管理や食事環境にも十分留意しています。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none">・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。
離乳食	<ul style="list-style-type: none">・食材チェックリスト表をもとにお子さんが家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子さんに合わせた内容（食品の種類や形態）や量で、無理なく進めていきます。
食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none">・医師が記載した「保育所・こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」にもとづき、お子さんが安全に保育園生活を送れるように、保護者の方と連携しながら、完全除去の食事（代替食・除去食）を提供します。・除去していた食物の解除の際は、医師の診断のもと、原因食物を家庭において複数回食べて、症状が認められないことを確認してから提供します。なお、除去解除申請書の提出を頂きます。 <p>※アレルギー症状がひどい場合は、医師と相談していただく上で、お弁当持参をお願いする場合がありますのでご了承ください。</p>

- ・毎月、給食献立表をコドモンにて配信致します。

(4) その他

- 一時預かり保育、延長保育の実施
- 子育て支援

7. 保護者と当園の連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。

- ・毎月発行…園だより・給食献立表・ほけんだより・クラスだより（年6回）
- ・掲示板…連絡事項がある場合、内容を具体的にお伝えします。

（お子さんのことで話し合いたい事、相談したい事がありましたら、お気軽に声をかけてください）

8. 利用料金

(1) 利用者負担額（保育料）

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- ・入園にあたり必ず購入していただく用品代、行事費積立金等を負担いただきます。

(3) 保育料は銀行引落としとなります。

(保育料の銀行引落とし日は当月 20 日となります。口座の残高のご確認をお願いいたします。)

9. 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 緊急時における対応方法

当園には、緊急時対応のため「緊急時一斉メール配信システム」(コドモン)がありますので、必ず登録をしてください。

アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

また、緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

11. 非常災害対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき毎月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

災害時に備え、入園・進級時に「非常災害時引渡しカード」を記入していただきます。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当者	主幹保育教諭 崎山 千佳、新垣 綾乃
苦情受付責任者	園長 上里 文江
第三者委員	中村 吉成、三宅 佳代

13. 虐待防止の為の措置

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

14. 個人情報の保護について

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

15. 保健活動・健診など

保健活動	身体計測(毎月)・年間午睡(0~4歳児)※5歳児の午睡は秋まで
健診・検査	内科健診・歯科検診…春・秋 尿検査
安全指導	交通訓練・災害時対応訓練・不審者対応訓練
災害共済	独立法人日本スポーツ振興センターに加入

16. 保健衛生について

日々の園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気づきから、病気や怪我などの早期発見に努めています。

- (1) 登園前にお子さんの健康状態(体温・機嫌・顔色・食欲など)をチェックしましょう。
- (2) 予防接種について
 - ・感染症の予防に効果的な方法です。
 - ・入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けておきましょう。
 - ・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
 - ・定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。
- (3) くすりの取り扱いについて
「入園のしおり」に大切なことが記載してありますので、確認してください。
- (4) 独立行政法人スポーツ振興センターへの加入について
保育園の管理下において災害(負傷・疾病・障害等)が発生し、医療機関を受診した際(ただし診療報酬点数が500点以上の場合)、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子さんが加入の対象となります。
- (5) 感染症と病気の対応について
「入園のしおり」をご覧ください。